

朱晦庵の二遺業

楠本，正継

<https://doi.org/10.15017/2328826>

出版情報：哲學年報. 14, pp.1-28, 1953-02-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

朱晦庵の二遺業

楠 本 正 繼

朱子の大學章句を教本とする一系の思想は全體大用といふ理念の下に、宋末から元、明を經、清代に互つて大きな進展を遂げた。右進展の結果として生じたものは、一には實際政治經濟の面に於て、朱子の社會法等に由來する荒政（凶年救濟の政）施設の繼承となり、二には學術の面に於て、その儀禮經傳通解に由來する尤大な禮制（民俗、慣習、制度其他）の研究となつた。そして、此思想の教本が大學章句であつたことは、大學衍義及び同補などの著述を生ま、廣汎な政治技術とその道德の教育思想を組織した。拙稿「全體大用の思想」(日本中國會々報第四)は此間の事情を明かにしたものである。しかし、そこに止まり、朱子社會法などの荒政、並びに儀禮經傳通解そのものゝ檢討には及んでゐないから、以下本稿に於て此點を補つて置き度い。

—

朱子社會法などの荒政は人間の最も捉はれない廣い立場、全體的、無的立場としての同胞愛（此事については別に詳論の機會を持たねばならぬ）の實現を目標とし、事理に即した施設がその大用（大きな作用）として樹立される所

に成り立つ。

即ち、かゝる意味で同胞愛の精神が生かされる爲には、現實存在に適した綿密で具體的な施設が營まれなければ不可能であり、單なる愛の心だけでは空虚に陥るが、逆にその施設だけではまた無意味であり、人間が自由を失つて現實性の奴隸になるから、此施設によつて生ずる利益はそのまゝ同胞愛の精神に包まれ、自らそこに歸つていくのでなければならぬといふのが根本の考へである。然らば、右社會法等の内容は如何なるものであつたか。

朱子社會といふ施設が始めて設けられたのは宋の乾道四年のことであつた。當時、建寧府崇安縣に家居した朱子が飢饉救済の目的で豪家に勸めて所藏米を出させ、値を下げて之を施した。次で、隣境に盜賊起り、人情震恐、集積の米も亦つきたので、朱子は縣當局に申して常平倉の官米六百石を請ひ受けて郷人に配給した。その結果、郷中飢饉を免れ賊に組するものもなく、間もなく、鎮定に歸した。此冬、收穫があり、右の米は民間から返上したけれども、朱子は常平倉に返納することの猶豫を求め、これを元米として里中の民家に貯へおき、年々の夏、出願者に對して每石、利息米二斗の約束を以て貸し與へ、歲暮に收容するを例とし、小不作の際は利息米を半減、大不作の際は全免することを定めた。蓋し、山谷の細民は貯藏の力なく、春夏之交、舊米すでに盡きる。そこで倍額の高利を出して豪家から貸食するを免れず、又一方、常平倉に藏された官米は州縣の要地に偏在して、恩惠の及ぶ所市井の人に留まり、法規嚴重のため、關係官吏の事勿れ主義を來たし、かくして貸出しの機會少く、浮埃聚壤となつて食へぬやうになる有様であつたから、右の方法は遠方細民の困窮を救ひ、官米の新陳代謝が出来、一舉兩得の長所があつた。此社會は其後十四年間に最初借り出した元米六百石を常平倉に返納した上、穀倉三間に貯藏される米三千一百石となつた。其後は利息米をやめて每石二升づゝの耗米を收めるに止め、朱子自ら土官及び士人數人と共に管理し、敏散の時には府に

申して縣官一人を派遣して出納を監視させた。かくて、一郷四五十里の間凶年と雖倉を缺がないやうになり、前後三十年の間には貯藏米五千石にも及び、里中凶年無しといふ實績をあげてゐる。(以上、文一三、延和奏割四、同九九、社倉事目附文、又文八〇、常州宜興縣社倉記参照) 所謂社倉事目(文九九)は浙東地方の荒政に當つた朱子が、崇安縣に於ける經驗により、實施の條目を作つて奏上し、一般に頒布されて遠くに及び、且つ久しきに亙るやう計つたもので、次のやうになつてゐる。

一、毎年十二月諸部落の社首(五十人を一組とする社倉の首長) 保証(十人組の頭) 同副(以上何れも民間人)に分割委任して、名簿を整理する。帳面の上で諸種の隱伏者が發見されたならば、社首、隊長(人數組の長)が尉司(目付役)に云つて追捉して縣に引渡し、引致の家(手引したもの)も根究^{ネキリツツナケ}して罪する。これによつて、社内の實員數を計算し、次年三月中に新名簿を以て郷官の點檢を受けて(漏落、増添あれば、訴人を許し、吟味の上、縣に云つて根治する)欺りがなければ、その簿で人口を算決、米穀を指定して、大人若干、小兒はその半量とする。貸出しの日には各戸毎に請米狀(後出)を持參させ、これを名簿に對照して裏書きし、監督此狀によつて配給する。

一、貸出しは毎年五月下旬、米の端境期に於てし、その際には、預め(四月上旬)府に申請してその縣の清強官(食らぬから清、怠惰柔弱でないから強)一、人吏(世話の吏)一、斗子(升取)^{アストリ}一を選擇派遣させ、郷官と共同に事に當らせる。

一、右係員の到來を待ち、一齊に告示して、それぞれ期日を定め都(區域)を分けて配給する(遠方を先きに、近所を後にし、一日一區域)一日平均收入六百文以上に該當するもの、又は自身生業があり、衣食を缺がぬものは資格

を認めない。貸出しを請ふものは期日に應じて狀（こゝに大小の口數を開設する）を具し、十人を一組とする保を結んで互に責任を持たせ、十人以下はわたさぬ。（各戸）親しく倉に赴いて米を請はねばならぬ。社員保正及び同副、隊長、大保長、並びにおのおの倉に赴き、首實驗をして保の名簿に對照し、僞人又は重複でないことを確めた後、簽押、保證する。（社首、保正等の人が保證の餘裕ないものは、堂首、即ち社倉管理の何れかの責任者が保證すること許可）その日監官、郷官と共に倉に入り、右の狀によつて順次配給する。保證不確實、又は情弊あるものは訴人することを許し、事情に應じて處分を行ふ。その餘は妄りに側から貸出しを阻止することは出来ない。同時に、貸出しを願はぬものには之を強ひなす。

一、米を收支するには規定の量器を使用して公平に量らせ、現場では門の内外に出入する係りの人數を一定制限し、これ等が混雜に乗じて請求を削り取ることを防せき、若し不正があつたならば、被害者の告發を許して重罰を施す。

一、若し豊年に當つて官米を貸出すことを請ふものあれば、兩倉を開いて一倉を残し、飢饉に際してこれを開き、専ら深山窮谷耕田の外餘業のない民に賑貸し、かくて調節をはかる。

一、貸出した米は冬になつて（十一月下旬を過ぎぬうちに）返納するが、先づ十月上旬に日を定めて府に上申、上記の係官が人吏、斗子アヌリを帶同して來着、公共且つ損得のないやうに受納する。舊例は每石耗米二斗を收めたけれども、今これを收めず、たゞ每石三升を收めて、所謂折闕（元米減）又は係人の飯米に備へ、その米も正しく期日を記帳して收支する。

一、返納の時も貸出しの時に準じた手續を取るが、貸出しの時と逆に、近所を先きにし、遠方を後に廻し、一日一區

域とする。社首、隊長各戸に告げて相戒め、一様の乾硬糙米（よく乾したかたいもみ米）を造り、狀を具へ（同保は共に一狀として責任を持たせる）倉に赴いて交納する。監官、郷官、人吏、斗子トコなどこれを受納し、妄りに期日を阻節（はゞみ、仕切る）したり、數に過ぎて多く取らぬ。餘事は給米の約束による。今年收米の人吏、斗子トコは首尾を知る必要から、次年貸出しの時まで交替させた。

一、米を收支したならば、その縣で給する所の印曆（切符の類、これは後出牌子と共に、朱子別集一〇に、朱子が南康軍で使つた雛形が載せてある）を毎日轉上し、最後の日に、總數を具へて府縣に告げ、その帳面と照合する。

一、收支の日毎に飯米並びに路用として前記派遣員、社倉係員其他合計二十四人に對し、計三十六石二斗の米を給する。（各員の任務、滞在日に應じて差等をつける）一年兩次ゆへ六十石四斗となる。これに、毎年の塋屋修補などのため、米九石、以上通計六十九石四斗を計上する。

一、右十人一組の保をつくる時の法式を定める。その内には某里第某都（區域）の社首某人、當該都の大保長、隊長とともに編制排列した都内の人口として、一組の大小人の口數、居住の地名を書し、産戸（商人）は産錢（一日平均の收入錢）の額を開説する。或は白煙（傭人）耕田、開店、買賣、土着、外來（これは移入の年を書く）を戸毎に記入する。これには大保長が署名、證印し、隊長、保正、同副、社首が各署名して責任を負ふ。

一、次に、上記請米狀の式があげられる。保頭（保正、同副か）組内の各員、大保長、隊長、保長、社首等署名して、借用の各量數並びに返納の米の期限、性質、耗米の加算などを約し、保内の失走、事故に對して連帶責任を負ふ。

一、收支の米石は社首、保正、同副が隊長、保正に告げ、隊長、保正が各戸に告げるのであるが、隊長を缺ぐ時には

各戸で社倉について陳情し、社首が公平にこれを補ふ。(社首が無ければ前記尉司に告げて定める)

一、簿書や鎖鑰ゼウカキは郷官公共に分掌し、大口の收支は監官の検印を要し、零碎の出納は郷官に委ねて公共にとりさばかせる。務めて均平を要し、私事や人情ごとを許さなす。

一、豊年に遇うて農家借米を願はず、七、八月に至つて上記産戸で請願するものはこれを許す。

一、社倉内の屋宇、什物は守倉人が平生切に注意し、毀損、借出、他用しないやうにする。損失にあつた時には郷官點檢し、守倉の人の責任を問ひ、些少の損壞は逐時に修整し、大改造を要する時には臨時に原因を具して府に告げて米石を支出する。

(右の内、都、保などの正を定めることは王安石の保甲法を本とするものであらう。朱子の奏上によつて諸路に下された社倉法が宋史食貨志に見えてゐるがこれは十家を保となすとあり、右朱子事目で十人を保となすのと相違がある)

右事目の後についてゐる朱子の奏文及び辛丑延和奏劄四(前記)によれば、事目によつて社倉を立てることを願ふ者には元米としては州縣の常平米を貸出し、郷人中の特別な人士に責任を持たせて收散を主らせ、每石利息二斗を收めそれが元米の十倍に成つた時に元米を官に返し、其後は利息米で收散し、每石耗米三升を取ること、又富人の特志家で米を出して元米とすることを願出でるものにはその便に従ひ、利息米が満ちれば返納させる。又、郷土風俗同じからぬものには更に宜しきに隨つて約を立て、官に申して遵守するを許す。かくて始めて、久遠の利となる。その上、設置を願はぬ所では、官司が抑勤オサツケンすることを得ない定めゆへ、騷擾に到らぬと云つてゐる。(朱子文集八〇、建昌軍南城縣吳氏社倉記にも此意が述べられてゐる) 此奏請は淳熙八年末には聽許を得ており、各地に下され、諸所に社倉の設置を見たのであるが、今此處に關心を引くのは右社倉事目の内容の持つ社會的經濟的價值ではなく、またかゝる方面の

史的事情でもない。然らば何か。それは寧ろ、事目を通じて見られる朱子その人の考方である。朱子自身の語を用うれば、社會事目の規模綱領を創立提勅し、その條理をして精明ならしめ、綜理をして縝密（文八〇、邵武軍光澤縣社會記）ならしめてゐる此人の思想傾向である。先づ、右社會事目を見て何人も氣づくことはこれが飽くまで個條として、注意深く披差しならぬやう、按排されてゐることであらう。（右に一々事目をあげて、煩を厭はなかつたのはその事を示す爲であつた）前述の如く、社會法はその根本に同胞愛の精神がある。そして、此精神——云はゞ同胞愛といふ一つの種子はその渾淪の状態を脱して社會法といふ多枝多葉の樹木と成つて繁茂しなければならぬと考へた所に、朱子が周禮旅師又は遺人の官を讀んで、その制度の詳細なる、古人が心思をつくし、しかも又其精神を法度に化して實政を行つた事に感じたわけがあり、（文七九、建寧府建陽縣大關社會記參照。朱子社會法の根本理念はすでに周禮に在ると云へよう）その思考の面目が見られる。そこに始めて全體的無的な立場が大きな作用として顯現し、兩者が相即する。所謂、全體大用とはこれに外ならない。然らば、同胞愛の精神は何故にかくならなければならなかつたか。南康、次いで浙東地方を襲つた飢饉はこれ等の地方で政治の局に當つた朱子に所謂、體訪（此字は數々出てゐる）又は體察詢究（文一六、綴納南康任滿合奏稟事件狀中の文句。體驗によつて問ひきわめること）の機會を與へた。朱子はこれによつて深く人心物情を知るに至つた。朱子文集十六及び二十に見える幾多の奏狀、同九、十兩卷に見える諸公移は備さに此事實を語る。これ等によれば、南康の炎傷は從來政治家の常套手段である祈禱やお座なりの巡視などを以てしては、何らの感應も効果も無く、悲惨の狀を呈してゐた。朱子は此事を繰返し述べ、その救濟方法として、蒿麥、大小麥などを植えて食糧を補給させ、石堤修築の工事を起して舟著きを便にすると共に飢民に食を與へ（尤塗初が淡晦庵南歸と題する詩で、築就長虹萬丈堯と云つたのはこれである——瀟湘律髓中）米穀の騰貴によつて利を得んとして收糶（カヒコホ）することを禁じ、又税金を輕減

し、軍備を省き、常平、義倉の米を發し、富戸の出来を曆頭（前出、印曆参照、これは質入れ、借し、賣渡すことを禁じ、犯すものは、受けた者も與へた者も共に罰されることを記入）牌子（同上参照）によつて支給し、又出来の富民に對する推賞を乞ひ、且つわづかに死亡を免がれた細民（それは大病から新たに起き上つたものに異らぬ）を世話して回復させることが大切なる旨を力説してゐる。こゝには社會事目を構成する幾件かの細かい方法が取られてゐるが、この爲には各種の調査に苦心を用ひてゐることが目立つ。例へば、富家については、ウリメネ糶出の餘裕あるもの、無いものに分けて、各の戸數、餘裕の穀數、小作人などの姓名、その爲の米數、中産者については、自足し得ても、小作人などの食を滿たし得ぬものゝ戸數、小作人などの姓名、不足の米數を調べ、其他、下戸糶米を要するもの幾家、そのうち田を作るもの幾家、戸名、大小の人口、別に經營する所の業、田を作らぬもの戸名と家數、大小の人口、經營する所の業、他人の田を作る幾家、各の戸名、地主の名、大小の人口、兼業の種類などを調査する。（別九、取會管下郡分富家及關食之家、又同論上戸承認賑糶米數目參照。こゝに實數があがつてゐる）或は又、縣毎に地圖を作り、山川、水陸、路徑、人戸住止の場處を畫き出し、賑糶（救済のための出米）出来ぬ家、出来る家、及び賑濟を要する家につき、それぞれ別色の筆を以て圍んで印しをつけ、遂一仔細に姓名、大小口數を填寫させた。（別九、行下三縣抄劄賑糶人戸、同、行下三縣置場、又、語一〇六參照。こゝでは浙東で同様の方法を用ひたことが記してある）かゝる調査が如何に實情に即應し、誤差無く實惠民に及ぶやうに行はれることに意を用ひたかは施行關食未盡抄劄人等事（別一〇）寔實糶濟約束（同）などにも明白に窺はれ、遺漏あれば訂正を憚らなかつたことは施行場所未盡抄劄戸（別一〇）で分る。又、朱子文集十三延和奏劄三によれば、朱子は其後浙東荒政に當つて、かゝる調査が官吏の自營（勝手な振舞）と富家の詞説（言分け）の爲困難を生じて實數を得難きことを云つてゐる。

かゝる調査を内容とする施策は災害現場の綿密な検査を行ふことによつて更に確かさを増す。此爲に朱子の取つた方法は、先づ現存の苗畝を検し、次で炎傷の田段を検して、未だ刈刈に及ばぬ内にほゞ荒熟の分數を見ておき、然る後、熟田を除いて荒早の場處を細檢する。又、大約百畝の内、三、五十畝成熟せるものを熟田の數に入れ、百畝の内、二畝まで稍成熟せるものは荒田として取扱ふ。田面大概黄熟して、その中未だ穂を出さぬものあり、出して青空なるものあり、白死なるものあり、これらは並びに荒損の部に入れる。此區別を見落さぬやうに注意する。(別九、管下縣相視約束及開三項田段参照) かゝる調査が法意を體して適宜に行はれた場合には、民衆が喜んだことは此處に事實があがつてゐる。(たゞこれが熟田の一丘一角を遂一看視して繁碎になれば、却つて炎傷の人民を擾すことを朱子は恐れたが、又公正を期することの困難なことは、同、檢坐乾道指揮檢視早傷の一文を見ても分ることであるが) 朱子はかく災傷現場貧富の實情を調査し、その上に立つて米穀ウリヤカ糶カキの徑路を考案し、南康地方救荒の手を打つたのであつて、その結果二萬九千五百七十八戸、大人十二萬七千六百七十口、小兒九萬二千七百七十六口を救つてゐる。(前記、繳納…：狀) 社會事目を奏上するの確信は此間に熟しつゝあつたといへる。然るに、此確信は朱子が浙東救荒に従事するに及んで一層切實となり、社會事目がそこに結實するのである。即ち、朱子は浙東地方の災害に當り、祈禱や一時凌ぎの慣行手段では如何ともなし難きを知り、孝宗の知遇を得て立上るに及んで、新らしい策を立て心血をそゝいでその救済に盡した。奏摺荒事宜狀(文一六)によれば、そこには此人の行動を導いた高い態度(同胞愛)これは此際の朱子に於ては直ちに天子の心を身に體することゝなつてゐた)と的確な知識に本づく強い信念とがあり、その態度は確乎不拔であつた。我々に興味があるのは此事に外ならない。(民を吾同胞とし物を吾與として、一視同仁の愛を説く張橫渠の西銘の思想に對し、朱子が異常の熱意を持つてゐたことは語類一〇六によく表はれてゐる。南康時代、實際面に於ける

此人の最大の關心事は同胞愛の實現としての政治施設と、白鹿洞書院の復興による教育施設の二つであつたらう。清朝の朱止泉は朱子の行政愛民等の實事が所謂循吏（法を奉じて過失の無いやうにやつていく官吏）と遙かに別であつて、全體大用兩事となして見るべからざること（同胞愛と施設とが一身同體を成す）を指摘した（朱子聖學考略提要）が、それは深く朱子の事業の性質を洞見したものである。

さて、同胞愛の心は實惠を生ずる施設とならねばならぬ。古井田の制はかゝる意味を持つものと考へる學者もあつたけれども、朱子は此制度がすでに時代に相應しくないものであることを知つてゐた。（語一〇八）朱子は考へる、浙東諸州荒歉のうち紹興府の飢荒は最も甚しく、これに比すれば南康の飢饉はなほ樂歲であつた。即ち、最も熟せる所で半收に及ばず、其他は七、八分から十分一に過ぎぬ所があり、全く収入がない所もあり、蕭山等六縣を論ずれば平均収入十分一に過ぎなかつた。されば、朝廷、米二十四萬七千石、錢九萬貫を出し、衢、婺州からの融通、義倉錢三萬八千七十五貫一百文、明州の義倉米五千石が到着し、州縣も日夕賑濟をつとめ、官吏のやゝ事を解するものも皆奔走し、寄居の士大夫と雖敢へて安居せずといふ具合に意を留めても、飢民を救ふことが出來ず、（語類一〇六）にも當時の救荒策が時機手段を失し、實惠民に及ぶ無きことを云つてゐる。その窮狀は上下に及んで、持物を賣りつくし、價よりも賣却の能不能が問題となつており、質入せんには質店に錢無く、借金せんには富家に力無く、藝業あるものも技を用ひる所なく、運営するものも貨物を賣る所なく：：死亡するものも多かつた。これは何に因るか。朱子は其原因を求める。即ち、紹興は地狭く、人口稠密、産する所は用に充つるに足りないから、豊年でも隣郡にたよつてゐる。又、官錢を民に貸して絹を納めさせた所謂和賣法偏重のため、巨富の家無く、水旱に連遭し、兼ねて蠶麥を失ひ、些少の積穀も春の初めに出しつくし、富家先づ己に窮乏して細民給を仰ぐ所なく、狼狽急迫、以上のやうになつ

たと考へられる。大抵飢饉には五分以下ならば措置が出来る。蓋し、五分の米を十分の人に給することゝなるから、なほ活き得よう。然るに、荒九分に及べば一分の米を十倍の人に給することはやりにくい。更に、此事情を計算の上から數へてみると、次のやうなことゝなる。上記六縣の田二百萬畝、毎畝米二石、歲收四百餘萬石、諸種統計の結果を用ふれば、六縣の貧民約百三十萬口、富家を併せて百四十萬を下らぬ。(以上、文一六奏摺荒事宜狀による。又奏摺興府都監賈祐之不抄割飢民狀など人口調査に關連する困難分る。殊に語一〇六には實數を得ることに苦しみ、遂に石天民の方法を採用したことを語つてゐる)これが毎年四百萬石の米で養はれる。(上供及び州用を除けば)これすでに日計二升の數に及ばず、所謂樂歲でも餘裕ないものたることはすでに信而有證矣(信實で證據がある)今十分一の歲收とすれば、收めぬ米約三百六十萬石に對して、收めた米はたゞ四十萬石、缺乏の石數此如く多額では、所謂補助策なきこともまた信而有證矣と云はねばなるまい。これでは、從來措置する所、米を得ること一戸一、二升、一人一、二合の割に過ぎぬことゝなり、たゞ天子憂勞の意は分つても實効は伴はない。若し、又百三十萬の貧民を盡く官司の手で救濟するためには百萬石の米が入る。これは今日朝廷の力では不可能である。是に於てか、見聞考驗の實に、木づく新たな施行、事目が必須となる。一なる愛の心は詳密な幾多の事項となつて展開せざるを得ない。上述社會事目はかくして生れ出たものゝ一つであつて、其代表的意味を持つものであらう。社會事目は前述の如く諸地方に下され、殊に台、婺などを始め漸次これを生ふものも生じた。(文九九、勅立社會事目及び同七七八〇各社會事目参照)後に勅局に在つた陸象山は此事目を見て感歎久しうし、遂に廣賑郵門に編入して(象山全集一與趙監第二書)自らも見梭山と共にこれを行つた。同八、與陳教授第一、二書又、同九與黃監書)それは道の外に事無く、事の外に道なき(右與趙監書)これは近思錄異端類にも見えてゐる程子の道之外無物、物之外無道との語から來たのであらう)宋學の特色ある立場がよく發揮され、物情に即した技術が條畫し悉くされ

てゐると見たからであると思ふ。(但し、象山は朱子社會法を鵜呑みにしたわけではなく、その缺陷をも自ら考へ、別に考案する所もあつた。それは右與陳教授書に見える) 抑も、象山は眞に朱子の争友であつた。その太極圖説を論ずるに到つては、朱子に對して周道の衰を説き、度量模寫の工、依放假借の似、其條畫、以て自ら信するに足り、其習熟、以て自ら安んずるに足る(象山全集二、與朱元晦第二書)と罵つて少しも假借しなかつたけれども、社會法については右のやうな態度を取つて、敢へて下風に立つたのは此場合朱子の度量、條畫が飽まで「實」を外れなかつたからと思はれる。社會法は事實の上に立つ。この故に、その條畫の綿密、水を漏さぬ概があることは益、その面目を發揮するわけとはなつてもその缺陷とはならないと考へられたのであらう。余は朱子が台州知事唐仲友を彈劾した恐るべき諸文(文一八、一九)を讀んで、當時の職責上已むを得なかつたとは云へ、又、南宋官吏與工商業の作者が指摘したやうに、仲友に其原因があつたとは云へ、(食貨第二卷第八期參照)その追究深刻を極めて正に法家檢察の書の如く、執拗至らざるなきに驚くと共に、却つて不愉快の念をすら禁じ得ない。(陸象山の如きはこれを賞讃して、人心に快なりと云たけれども——象山全集七、與陳倅書)然るに、社會法等に至つては大嚴の聲を得たにも拘はらず、それが必ずしも、障りとなつてゐないやうに思はれる。それは同胞愛の精神が其上に聳えてゐたからではあるまいか。浙東の政が實績をあげたことについては浙東の民戸毎に先生(朱子)の徳を歌ふといふ語が残つてゐるし、(語一〇六)「朱元晦浙東救旱の政……浙人が殊に頼みとしてゐる」といふ陸象山の言葉(これは浙中親舊の書と道途傳ふる所によるもので確かと思へる。全集三六與漕使尤延之書參照)はよく此事實を裏書きする。

さて、朱子は浙東救荒のため、あらゆる手段をつくして災害の實情を知悉し、これに適切な救濟方法を編み出したのである。その爲には、古今に互つて救荒の策を検討することも必要であつて、碩學朱晦庵の知識はこゝによくその

機能を發揮する。浙東救済に際して、朱子の態度は最初から熱意を持つてゐた。平生容易に腰をあげぬ此人が即日單車で途に上つたといふ。それは飢饉救済の秘訣に觸れてゐることである。朱子が赴任の途中、熙寧年間荒政の弊、費多くして益が無かつたのはこれを救ふこと遅かつた爲と云へる蘇東坡の帖を見て、その言葉に感銘を受け、再三これに言及したのは尤もであつた。(文二、跋東坡與林子中帖、同再跋、又前記奏救荒第一事件狀) 元來、社會法の制度は隋代に創まるといはれる。たゞこれが當初義倉の名で起つた時は郷社に設けられて民利が有つたけれども、後、縣に移されてから民衆による利用の便が失はれて却つて官司による集積の具となつて來た。此事は前に五夫社會記によつて述べた所であるが次のやうな事實もある。現に南康には朱子在任の時、かつての大旱に際して糶カヒヨネ入した大量の米があつたけれども、米價甚高く、しかも法規のため元價を減することが出來ず、他に入米の手段もあつたので、遂に糶ウリヨネ出の機を失ひ、其後久しく南康官吏の害となつたらしく、朱子は先づ糶ウリヨネ出し後で具申して罪を待つべきであつたと云ひそのまゝにした事について後悔の言を残してゐる。(語一〇六) 又、南康では五、六萬石、後に朱子が知事となつた漳州では六、七萬石に及ぶ常平倉貯藏の舊米が虫害を受けて浮埃空穀と化してゐた事實がある。(同) これより先き、王安石の青苗法行はれて弊害を生じてから、古社會の遺意を講求しようとした士大夫が夙に着目した所は右の缺點であつて、其主とする狙ひは民間人の手によつて郷村の間に救荒の倉庫を持ち度いといふにあつた。胡致堂の意見 誠史叢見 一五、陳紀、至德三年の條) の如きはその代表的のものと云ふべく、民衆から遠ざかつた貯藏庫の無意義なことを論じてゐる。資治通鑑綱目 三六、南北朝陳隋乙巳、陳至德三年隋開皇五年五月の條) に此文を節録してゐることから見れば、朱子は此意見を尊重したに違ひない。かくて、民間の手によつて僻遠の地でも便利を得られる所に米倉をおくことが必要と考へられるに至り、魏元履の長灘社會、ついでほゞその規模に倣つたと稱する所の朱子の崇安縣(五夫里) 社會

が出現した。しかし、朱子社會は純粹に民間の經營であつたと云ひ難い。友人呂東萊が企畫したものは純粹に民間人の手に置く筈であつた(文七九、婺州金華縣社會記)のに比し、朱子社會はやゝ異なる所があること前述によつて看取出来よう。同時にその經營の主體が民間人にあつたことも亦疑はれない。前記、奏救荒事宣狀、又は社會事目後附の奏文を見ても此事は確かである。此奏文の意が用ひられて「その斂散の事は本郷の耆老と公共に措置し、州縣は並びに干預抑勒してはならぬ」事目後附参照ことゝなつたと思はれる。實は紹興府の飢饉はすでに官司の力に及び難くなつたればこそ社會事目が出来たのであつた。朱子語類(一一五)に義倉を郷下におき官司をして時々巡視させるといふ案に對する朱子の反對意見が出てゐる。その趣旨は官司に暇がないことと、巡視によつて郷人を擾すといふにあつた。

(社會事目並びに荒政の關係資料に至る所公共の二字が見えてゐるのはよく其法の心底を語るものであらう)黄東發の如きも朱子社會と王安石青苗法との利害相反するわけを青苗法がこれを行ふに官司を以てし、朱子社會法が郷人を以てした點に見た。(黄氏日抄八七、撫州金谿縣李氏社會記。こゝに東發は右の意を述べた朱子の吳氏社會記中の文字に言及して、社會の經營が民間に歸さねばならぬことを主張し、其後、王魯齋もその社會利害書「王魯齋集七」に此點を激賞してゐる)かくて、社會經營の主體が民間人士に在ることは重要な事項となる。中井竹山は其社會私議で平易に朱子社會法の意を説明してゐる、

社會トハ民間組合ニテ仲間ニ致ス米藏ト申ス心ニテ候。扱、村方並ニ所ノ學者數人ヲ擇、其役人ニ定メ、平生蠶採無之様ニ相改メ
…社會ノ儀、民間ノ爲ニテ、上之御用ニテハ無御座候處、御役人立合ニテハ手重ク候様ニ御座候。依之、朱子社會ノ法ニテモ、
其掛リノ役ニ學者ヲ用ヒ候事相見ヘ申候。朱子ノ時、其所々ノ學者ト申ハ相應ニ官位ヲ帶居候テモ、役人ノ列ニテ無之候故、何モ
手重キ事無之、且ハ民事ノ事ヲ平生心カケ候ハ學者ノ職分ニテ御座候。又名閑ヲ憚リ潔白ヲ相守リ候モ學者通用ノ心掛ニテ御座候
ヘバ、社會米ノ私曲を改候役ニハ甚相當仕候。夫故朱子ハ兎角學者ヲ用ヒ候様ニト定被置候。

清朝の朱子學者李光地、張伯行が朱子社會法を行ひ、朱軾がその建立を講うた時、康熙帝は社會といふものは地方人士が其事をトリシヤリツカサドル董司する上から責任の所在が不明確で種々の困難あり、僅かに小邑鄉村に行ひ得るに過ぎぬと云つてゐる（東華錄一二、康熙六十年九月の條）が、朱子はすでに此點に氣付いてゐたと見え、其範圍が狭い場合には易いけれども、濶遠になれば六敷しいことを述べた。（語一〇六）即ち、此場合社會は有名無實となり、單なる文具となると考へられる。そこで、朱子の構想では範圍を縣とし、郷里の聰明誠信な人に委ねてこれを行ふことゝなつて來る。聰明なれば欺かれぬし、誠信なれば人欺くに忍ばぬが、昏懦の人は人に欺かれ、誦詐の人は私に流れるから。（同）又、朱子は宜興の大夫高商老が邑人の諸賢と共に經營した社會に記して「治人あつて治法なし」といふ語が平凡ではあつても至論だと云ひ、もともとは社會が食物を鄉村荒閑の所に集めてこれを主るに任職の吏を以てせず、これを馭するに流徒の刑罰を以てするのでないから、聰明、忠信、明察の人士が心を併せ力を一にして、その出納を謹しみ、姦を杜ぐでなければならぬことを述べてゐる。社會の經營の主體が民間にあることは愈々「人」を得ることの必要を増したとも云へよう。この事はすでに陸象山も指摘したことであるが、（前記、與陳教授第二書）黃東發、王魯齋諸人の文（何れも前記）を見れば民間に人を得ぬことから朱子社會法がくづれていつた様子が分る。前記の如く、呂東萊は有司の賢遭ひ難きを恐れて、朱子社會法の純民間經營でない不徹底を批難し、純粹に民間經營として社會を造る企畫を立てたけれども、民間に人を得ることの困難さは「有司の賢遭ひ難き」に減するものではなかつたのである。次に、社會法がその参考として王安石の青苗法を持つてゐたこともまた疑へない。嘗て程子によつてあれ程反對された（二程全書五五、諫新法疏、再上疏）此法について、朱子は必ずしも全面的に反對を表したわけではない。朱子は青苗立法の本意を善とし、たゞこれを給するに金を以てして、穀を以てせず、これを處するに縣を以てして郷を以てせず、職員に官吏

を以てして郷人士君子を以てせず、そのこれを行ふや、聚斂^{しやくせつ}吸疾^{しやくしやく}の意を以てして慘怛、利忠（民衆に同情し、眞面目にこれに順つてやつていく）の心を以てせず、——以上のやうな缺陷のゆへに王安石がよくこれを一邑に行ひ得ても、天下に行ひ得なかつたと朱子はいふ。（前記、金華縣社會記。無論これは朱子の批評であつて、青苗錢の實相については異議もある——文獻通考六、市糶二など参照）そして、朱子はいかゞ見ることが眞によく此法の病根を識り、その要害に中るもの（文六二、答張元德書中の語）であつたとの自信を有し、社會法を作つた際には此點について考慮を巡らし、その缺陷を除かうと努力したものと思はれる。されば、當時一部に朱子の社會法について、散青苗（王安石と同様、青苗錢を貸付けるものだ）の譏りがあり、親友張南軒は朱子がこの譏りに激して散青苗を辯護したと信じて苦言を呈し、周觀深察するやう望んでゐる（南軒文集二〇、答朱元晦秘書第十書）が、これは誤解であつたらう。朱子は決して散青苗の譏りに激して偏心から、此法を辯護したのではなかつた。南軒は王安石の法が鄞縣に於ける經驗を以て天下に行はんと欲したのは一を執つて天下の務めに通ぜぬもので「立法その本なく、用法その人無し」（同）と云ひ、朱子が王安石の法を取るべしとするならば、王安石と同一の態度に陥ると變へてゐる。しかし、後年の朱子は鄉村に主體性を持たせこゝを單位とし、國家がこれを諸地方に下して自主的に行はしめ、かくて始めては社會法の時處を通じての永遠性が生ずるといふ考へであつた。そして、かゝることが出来るのは此法が同胞愛の精神に支へられてゐたからに外ならなかつた。殊に、朱子行倉法が前記年限の間一定の利息米を取つたことは朱子もすでに異議あることを知つてゐた所で（縦へ、その率が米の端境期にやむを得ず倍額の高利を拂つて豪家の持米を借りてゐた細民にとつて、必ずしも高額でなかつたにせよ）前記魏元履の社會は利息を收めない點について、朱子の社會と違つており、此同門の友（何れも胡籍溪門人）は互に論議を戦はしてやまなかつたのであるが、朱子が元履の言に三代王政の餘風あることを認めながらも

遂に譲らなかつた所以は、利息が漸次社會の藏米を増加し、惠興を廣め、遂には無利息に至り得ることとなり、結局民利に還元されることを考へてゐたからと思へる。(文八〇、建昌軍南城縣吳氏社會記) 此點に於て、その旨趣は元履と同じであつて、後に朱子はその友(元履)の遺教を忘れるものではないと漏してゐる。(前記、長灘社會記) 前記朱子の崇安縣(五夫里)社會の經營が事實さういふ結果になつた事は朱子をして自説を裏付けするものと思はせたかも知れぬけれども、荒年が続いな場合、果してこれが行はれ得るや否や、陸象山はすでにこゝに不安を持つてゐた(前記、諸書)し、後の社會が朱子の法といふ名目で高利を課したことは黃東發の右の記にも云つてある。かゝる問題は免角として朱子社會法は當時の實情に沿ひ、古來の制度を改造實施した所に其特色があつた。此爲には、實情の細ない觀察が必要で、前述の諸調査は此必要に應じて考案實行されたが、そこに呈露して來たものは自然的、物質的條件に驅使される人間生活の經緯であり、これに對する從來の制度の無力さであつた。そして、右のやうな人間生活の經緯の間に於ける法則は朱子の所謂「理」に含まれ、その調査は同じく「窮理」に含まれる。(左様に取らなければ朱子學の理解に差支へが生ずる部分があるのであつて、此事は從來もしばしば論及した) 普通、朱子學でいふ「理」は主觀的で「意見」に過ぎぬと考へられてゐる。しかし、右の「理」は果してさうであらうか。又、浙東時代の話であるが、一婦人あつて、その夫が養ふこと能はず、父母の意志で實家に歸らうとし、縣吏も離るゝことを許した。門人之を不可とし、夫婦の義を主張した。これに對し朱子は「かゝることはすべて一邊についてみてはいけない。若し、夫が不才で其妻を育てることが出來ず、妻も亦自給することが出來ねば仕方のない事であつて、大義に拘泥し難い。たゞ妻の其夫を離れようと欲するのは別に曲折があるのかも知れぬ故根究しなければならぬ」(語一〇六)と云つてゐる。かゝる考は主觀的頭腦に浮んでくることではないやうに思はれる。

朱子はしばしば醫者の投藥に言及し、名醫は證候を看得て極めて精なるゆへ病を識り、それによつて思切つた投藥が出来る。(語一〇七) 王安石と雖人を活かす心に於ては變りはないのであるが、その失敗は病證の誤認によると考へた。(同一三〇) 南康、浙東、漳州(此處のことは論及しなかつたけれども、其勸農の方法を見れば、野菜と土讓との性質を考へて耕作技術を教へ、著しく合理的である。又、農地の境界改正問題を處理するに於ても、同様な傾向が目立つてゐて、宋史食貨志に「訪問講求、織悉備ユトヨクニに至る」とあるのは正しい)に於ける朱子の政治の一面は皆病證を正しく審察し、適切な投藥をするといふ考方が働いてゐることに氣づかれる。所謂「理」は此場合、事實に在る自然的な法則であつた。されば常に繰返して「實」の字が説かれてゐる。しかし、事實とは何か、それはこゝでは特に社會的、經濟的生活を營む人間の存在を指してゐる。朱子はかゝる意味の事實を探り、その容易ならぬ性質、御し難い傾向を洞察しようとした。南康地方に於ける細民の困窮事情の如きはその一例であつた。即ち、朱子は近縣から米の移入を仰ぐことを考へ税を免じて入荷の圓滑を圖つたが、此米が多く米牙人(米の仲買)の手に買占められて店に出た。店では水を入れて拌和し價格を増し、小升斗コバシを用いて賣出して厚利を得、細民の食が困難になつた。(別九、約束米牙不得兜攪搬米入市等事)又、城市の古井多く錢有るの家に獨占され、衆人に汲ませなかつた。(同、約束質庫不許關閉等事)或は、早傷によつて負債を拂へぬ細民は家畜や種子、豆麥の類を奪はれ、家屋、桑園、田地を抑へられて他に流移したのもあつた。(同、戒約上戸體認本軍寬郵小民)此如き類に對しては、朱子は一々對策を立て措置を講じて上記の如く大嚴の聲はあつても識者の認める所となつてゐる。(前記、象山與漕使尤延之書)朱子が友人黃子厚に答へた書翰(續七)によれば、某都(部落)のものと云つてやつて來た連中の素性が分らず、一方社會の殘米も少なくなつてゐて廣く及び難い有様が述べられ、社首、保正等をして保を結び、狀を具して來り請はせることの必要缺き難い所以がよく分る。唐石

といふ所で朱子は野叟樵夫を待つこと賓客の如く少しの分け隔てなく民衆をして情を盡さしめようとしたと同時に、違法のもの又は所謂免がれて恥なきものに對しては嚴を以て臨んだ。嚴であつてこそ「實惠細民に及ぶ」ことを心得てゐたが故に。(語一〇七) 朱子は官吏の違慢なものは奏劾し、老病昏愚なものは閑職に移し、惻怛にして民を愛し、才力あるものは成法に拘はらず拔擢すべきことを奏した(前記、延和奏劄三) 朱子の人間を見ることには少しの甘さも許さない。此人が人間の現實性として「氣」(肉體的性質)の強さを主張し、敬齋箴(文八五)などに見えるやうな堅苦の功夫を説いたのは安易に救ひ難い人間存在の性質を見たからである。かゝる人間の實情に即して立てられた施設が社會法等であるから、その内容は自ら極つて來る。古い制度である此施設はかゝる考え方から、時代に相應しく面目を改めてその意義を生かされることゝなつた。朱子は恰好ホドイの二字を説くことを愛し、「凡そ事自ら恰好の處あり」(語一〇七)と云つた。又、毎に學者に語つて「凡そ事柄には多くの閑勞攘ムシヤサをするな」(同)と云つたと云ふ。恰好のところに順つて事をさばけば、平易淡泊、少しの勞攘もないことゝならう。朱子は事實、即ち人間の實情に相應しい施設を立てたこと以上の通りである。しかし、こゝに忘れてはならぬことはかゝる施設が同胞愛の精神の必然的な要求として行はれ、此精神が無ければ不可なることであらう。前記崇安縣(五夫里)社會記、金華社會記共にこれを語る。殊に孟子の「徒善タクは以て政をなすに足らず、徒法タクは以て自ら行はる能はず」(離婁上)といふ文句の朱子の注には「その心あつて、其政の無いのが徒善であり、其政あつて其心の無いのが徒法である」と云ひ、關雎麟趾(愛情をのべ、信厚を歌つた所の古詩)の意あつて然る後、周官の法度を行ふべしと云つた程子の語を引いてゐる。(集注)同胞愛の心こそ社會の施設を生んだ母胎であつた。邵武軍光澤縣社會記(文八〇)に、疾病者援護の設備が併置されてゐることを特筆し、又、江西運司養濟院記(同七九)を書いた朱子の思想は方々の社會記を残した思想と決して別のものでは

なかつた。こゝに事情に切な立場がたゞの利害の立場、技術的な立場を超えて、しかも之を包み、眞に倫理的なる所がある。さうでなければ、朱子が浙東荒政後、特に力を極めて所謂事功派（功利主義者）を辯難攻撃した理由は理解しにくい。朱子は其石天民（此人が浙東で戸數調査法を朱子に進言したことは前に云つた）に答へた手翰で「平生學を爲すに當つては、孟子の尺（小）を枉げて尋（大）を直うする利の立場の誤りを論じた意思が分つてゐたつもりだつた」と云ひ、浙中（東）に至つて明友の間の議論がこれと相反するのを怪しみ、義と利害と一事で分別すべからずといふ説に驚いてゐる。社會法が後世に残した實績については時代で異つて居り、常に弊害の除去が必要であつたけれども、南宋以後、清朝に到るまで往々繼承されており、我國にまで其影響が見られることは人の知る通りである。

（注）昭和十七年二月二十日、余は「朱子の政事と其思想」と題して、九州帝國大學新聞に一文を載せてゐる。これは僅かの字數ではあつたけれども、同胞愛の精神が社會法等政治施設の學術的性情と緊密に相待つて成果をあげた事を論じた點では、其趣旨全く本稿と同じである。

二

社會法はやはり全體的無的な同胞愛の精神が、云はゞ、人間存在の事實を通して實際政治經濟の面へ展開したものであり、その大用であつた。然るに同じ意味を以てその學術面への展開として現はれたのが、朱子學に於ける禮制の研究であつた。蓋し、社會法の如きも禮制の一種として取扱ふことが出来るのであつて、（秦蕙田の五禮通考などさうなつてゐる）もともと禮制と云はれるものの多くの部分は嘗て行はれた共同生活の制度慣習の筈である。即ち、人間相共に生きる心、古くから仁といふ名で呼ばれるものは前記の語で云へば、同胞愛の心であり、仁の節文（錯綜し、調

和し、美しく現はれたもの）を禮と見る宋學の考方（朱子、玉山譚義）は右の意味であつた。されば、禮制の研究が同胞愛の精神から徐々に開拓されて來ることとはたやすく理解されよう。禮を節文とするわけは、その特質が、一つの廣い云はゞ全體的無的なものが面目を顯現して來て、網の目のやうに經緯を成し組織を成してゐる所に在るからである。（語六四）かつて、老子は禮を道の墮落と見て、亂の首（下二）となし、樸散んじて器（具）となることを惜しみ、（上二八）莊子は渾沌に耳鼻などの感官をつけてやつたためにその死を招いた（應帝王）と云ひ、その法篋篇は音律樂器をすて去ることを説いた。然るに、朱子に於ては、道や、樸や、渾沌の貴ぶべきが知られてゐると共に、（朱子が執拗に無極の語の意義を主張しつゞけたことを見よ）禮となり、器となり、耳鼻などを有し、音樂を整備する所にこそ、全體、無的なものを持つ大きな作用が考へられ、その相即關係が立てられた。前記、全體大用の思想がこれである。そして、右のやうな意味の禮制の研究が實現したものが、即ち朱子の儀禮經傳通解である。然らば、此書は如何なる目當てによつて、如何なる内容と特色を持ち、如何なる成果をあげた書であるか。こゝに敘述し度いのは此書の一々の内容そのものではなく、社會法の場合と同様、内容を通じて看取される思想の傾向である。抑も、古典儒學で最も重要なものは禮であり、（音）樂であつた。樂は絶えて師承なく、律尺の長短、聲音の清濁など、その説を知るもの無く、その缺たるを知らない。（文一四、乞修三禮劄子）又、禮の學は宋代に於て熙寧以來、王安石の政策により、古經典のうちで儀禮が廢されて、獨り禮記の科を存した。そのため、南宋に到つて、儀禮の學を修めるものは少なくなつた。朱子の謝監廟文集序（文七六）に監西獄廟の謝譽が儀禮の學を修めて朱草齋（朱子の父）から見出され、當時稀有の例とされてゐる。朱子によれば、儀禮を廢して禮記を取ること本末轉例である。何となれば、儀禮こそ本經であつて、禮記はその義説（意味を説明したもの）に過ぎないから。（朱子語類八四によれば、朱子が畏敬した程門の俊才呂與叔はすでに

儀禮を骨として諸家の説を集めて禮を説く構想を持つてゐたらしい。されば、朱子は樂については、鐘律の制、當時その遺意を得るものあるを見出し、(その根據については必ずしも確信を持つてゐただけではないが)更に參考を加へて一書となし、以て六藝の缺を補ひ、禮については、儀禮を以て經となし禮記及び諸經史、雜書の資料を取つて本經の下に附け、注疏諸儒の説を具列し、家、郷、學、邦國、王朝、喪祭に亘る目錄があげられてゐる。(前記、乞修三禮劄子、文三八答季章第四書、又、朱在儀禮經傳通解目錄後記參照) 此際樂は資料乏しく、又禮制の中に包括され得るから、此書の一部を成すに過ぎぬことゝなつたのであらう。右のやうなわけで、儀禮經傳通解は儀禮を中心として行はれた禮制の綜合的組織的研究である。元來、儀禮は難讀を以て鳴るもの、しかし朱子は此經に重複の個所多きを見、倫類に通ずることによつて、その先後、彼此を展轉參照して互に相發明しゆき、久しくして自ら通貫し得ることを氣付いた。(文五九答陳才卿第九書) 又、儀禮の難讀なるわけは、此經が章を分たず、諸解釋文との關連もはつ切りしない所にあるから、これを讀むためにはこれらの弊を去ることが先決なることを氣付いた。(文五四、答顧仁仲)そこで、儀禮が右の讀法に従ひ、それを本とし、中心として、禮記などの資料が整理されていくこと前述の如くである。かくて、禮樂の全體が其缺陷を補はれ、紛紊を疎通されることゝなる。清の江慎修は「其編類の法、事に因つて篇目を立て、分章以て傳記―注釋―を附してあり、宏綱細目が燦然だ。秦漢以來こんな書物はない」(禮書綱目自序)と云つてゐる。秦漢以來此書無しといふのは朱子の此書編纂に手傳つた後述)楊信齋以來の讚辭であつて余は果してその然るや否やを知らなければいけれども、禮制資料の整理方針として、當時では最も優れたものであつたことは疑へまい。さて、朱子によれば禮記は秦漢上下諸儒が儀禮を解釋した書である。また他説のその間に附益するものもあるけれども。(語八四)例へば、「儀禮に冠禮あれば禮記に冠義があり、儀禮に昏禮あれば禮記に昏義がある」(語五)「喪服の義については、漢儒自ら」

家の學をなした。儀禮喪服篇を以て宗となし、禮記のうちで小記、大傳諸篇は則ちその説を申ねたものだ。詳細を極めて、絲を理め、髮を櫛るやうである、云々」(同八九)とは朱子の云ふ所。禮記の資料は何れも此意味で處理されて儀禮經傳通解に編入され、これについての注疏の説などがあげられ、批判され、更にこれを補ひ説明する諸資料、例へば左傳、國語等の文が引かれてゐる。(但し、禮記についても、一律にかく行はれ難い點もあるから、朱子は同書諸篇の性質を吟味した上、細かい注意を興へることを怠らなかつた―語八四參照)こゝに制度慣習がその意義の解明を得て、所謂「實學」(前記、乞修禮書劄子)が成立するのであらう。「實學」の思想は大切と思ふ。それは古來の資料の文學的、實證的吟味を通じて、人間生活の眞實性を究める學問となる。されば、資料を吟味することは此書編纂上の一條件となつてゐる。朱子は眞に自ら編纂を企圖した禮書の資料として、周禮により、(實は朱子も全書として分析しにくい性質を持つ周禮の取扱ひに苦んだけれども、禮の條目を説くものとして、此書を重く評價した―語八四)經傳を分ち、國語、雜書、迂僻蔓衍の説を多取しないことをあげ、之に反して、周禮をしりぞけて事をして統紀なからしめ、經傳を合せて書をして間別なからしめ、多く國語、雜記の言を取つて、傳ふるものをして疑ひ、習ふものをして蔽はれしめるものは吾書でない」と云ひ(文七一、偶讀設記)前記、儀禮喪服篇の説明としての禮記の記述の選擇に當つては、繁碎な小記篇をすてて大傳篇を取つた。(語八七)又、禮記祭法篇を疑ひ、精擇審處するよう望んでゐる。(文六二、答余正甫第五書)(たゞ現行の儀禮經傳通解に國語や家語、殊に自ら後世の書と云つた―語一三七―孔叢子の文を引用してあるのは其編纂に多人數の協力者を持ち、未完成の部分もあり、最後の仕上げを経なかつた所も多いからであらう。もと、かゝる不確なもの第二資料として用ひるつもりもあつたらしい。尤も、中庸章句のやうに嚴正な更訂を経たものにさへ、家語を参照してゐる所もあるから、一概に云へぬけれども)資料の處理について注意を要する他の

一事は、朱子が古經の缺略せる所を注疏を以て補ひ、専ら古經に任んじて直ちに傳注を廢すべからず、又未だ安からぬ時は當にその疑ふ所を論じて別に一書を作つて後人を待つべきであるとの意を漏してゐることであらう（文六三、答余正甫第三書に各證據を出してある）これは宋代學術の新傾向たる理經に對する批判的態度を慎重に生かしたもので、識見ある學者でなければ出来ない藝當であつた。かゝる事實の結果として漢儒の學の意義が認められたのは當然であらう。（此事については、右の外、前記、答李季章第四書、同一四乞討論喪服劄子の書奏藁後など參照。書奏藁後で、禮記喪服小記を旁照として、儀禮疏中引く所の鄭玄の説により、儀禮喪服子夏傳の文を解釋し、儀禮本經の缺略を考へてゐる）是に於てか、朱子の禮制の學が後に清朝漢學者の興味を引くことゝなつた一因が、朱子學自身の内に存在したと云へよう。次に、儀禮經傳通解は家禮から始まり、王朝禮に至るまでの體系をなし、それは大學の家齊から平天下に至る順序による所の、前記全體大用の思想から來た。（續篇喪祭禮は門人黃勉齋、楊信齋の手で完了した。篇首にある朱在の記と信齋の諸序は此書の委曲をつくす。尤も、朱在の記にも朱子文集の記載と合はぬ所などがある）此書は儀禮に篇目あるものは主としてこれによつたが、篇目のないものは多く他書によつて其缺略を補うてゐる。殊に、新たに學禮を蒐集して、學制、學義、臣禮、鏡律、鏡律義、詩樂、禮樂記、（清初の梁氏刊本は記を義に改めてゐて、意味は此方がよく分る）書數（これは今缺けてゐるけれども、許慎の説文序說、九章算經を入れる豫定であり、梁氏刊本は此處をも補つた）などを創立したのは朱子苦心の存する所であつた。儀禮經傳通解は儀禮を骨子とする禮制の大規模な編輯であつて、其手續きとしては飽まで實證的態度が取られた。語類八四によれば、朱子は某々學者の禮學を賞揚し、斯學が實證を要し、證據あり、本によるべきで、杜撰で私憶によつてはならぬと述べてゐる。これは社會法の場合と一脈相通する所がある。たゞ社會法は現代の物情人心を冷靜に知ることが前提となるものであり、儀禮經傳通解は主として

過去の資料を正しく素直に纏めていくといふだけの相違があるに過ぎない。此點に於て、同じく朱子の全體大用思想の產物（拙稿、全體大用の思想参照）でありながら、大學衍義（眞西山）や同補（丘瓊山）、聖學格物通（湛甘泉）などと性質が違ひ、著しく學術的である。又、同じく「禮制」に關するものでありながら、古經に本づき、時俗に應じ、簡にして行ひ易く、私家實用の爲を考へて編纂された朱子の「家禮」とも其目的が異るといはねばならない。こゝで更に述べておき度いのは此書編纂の模様である。それは此書の性質、引いて朱子學そのもの、特質を明かにすることにならるから。その事について先づ云ふべきは、此書が最初から多くの資料を蒐集し、多くの専門學者の協力を得て行ふべく計畫されたことである。即ち乞修三禮劄子（前記記によれば、朱子は禮樂諸書の借覽と、學徒十餘人の招致（語類八四）によれば、天下禮を識る學者を盡く喚ぶ豫定であつた）と、此を空間の官屋數間に住まはせて編類に従事せんことを乞ひ、其諸雜費を功夫して公家の費とならぬやうに配慮してゐるが、間もなく國都を去つた爲（語八四）此劄子の奏上は中止され、朱子は門人知友の協力を得、自らの力を以て此事業を行ふの己むを得ぬこととなつた。夏斨は其述朱質疑（七）に協力の人名を出してゐる（これには遺漏もある）が、こゝに必要なのは人名を知ることよりも寧ろその人々の協力を指導した朱子の學術的態度を知ることである。朱子は資料を商量討議し（續八、答馬奇之、語九〇、余正甫に關する條など）同一の資料を數人の門人に分委して指示、編修させ、返送を待ち、その内で精なるものを選んで採用した（續一、答黃直卿、又、語八四論修禮書の條）此書は朱子の晩年、免職、罷祠、恩給中止の後、當局から壓迫を受けてゐるといふ境遇で始めて編纂に着手されて居り、其芽のうちには、忌諱に觸れて燒却されることの危懼があり。（續一、答黃直卿諸書）又、反對派の所謂僞學の名に恐れて力を貸す者なく、相助け得るものは遠方に居り、費用に乏しくして人を備ふに事缺ぎ、かくて抄寫が出来ぬことに苦んだ。（文五三、答劉季章第二書）時局此如きのみならず、衰老、疾病、且

暮保つべからざる状態であつた。(續、答黃直卿)しかし、朱子は萬難を排してほゞその畢生の大業を遂行した。(語八四引、與黃商伯書は辛去前二十二日、韓本は二十三日—にあり、最後まで「協力」を望んでゐる)儀禮經傳通解は以上のやうな手段をつくして編成された。抑も、朱子學の功夫は居敬、窮理であると云はれる。そして、居敬の手懸りは禮であるとかへてよい。即ち、禮によつて人間の生命が正しく育成される。同時に、窮理の手懸りを禮に求めることも亦可能でなければならぬ。大學章句の思想によれば、窮理は格物即ち物について行はれる。凡そ理と云へば捕へ所がなく、事物を離して考へられる時もあるけれども、物と云へば、理自らそこに在つて離れるを得ない。(語一五)そして、物を人間社會の方面に於て考へたものは禮であるから、儀禮經傳通解が朱子窮理の學(所謂前記實學)を行つた成果とする事は許されよう。此際其内容が儀禮を中心とするものであり、研究方法が實證的である點で漢儒の學と相通するものが生じて來た。従つて此事業が漢學の新意義を認識した清代諸學者から繼承發展されたことはこれ亦自然である。

儀禮經傳通解に未完の部分があつたことは前にも言及した。殊に今、續篇となつてゐる喪祭二禮が黃、楊二氏の手に成つた始末は前記楊信齋の諸序に見えてゐる。即ち、朱子の遺業は其二門人によつて先づ續行された。しかもその成績が優れたものであつたから、朱子は黃勉齋編する所の喪祭の規模を賞し、他日、朱子自らの編纂に成る家郷邦國王朝禮などを取り、悉く此規模を以て更定するよう勉齋に望んでゐる。(右、信齋の喪禮後序)蓋し、かくて始めて此書編纂の原意に合うて來るものと思はれる。夏圻は宋史禮志載する所、朱子が嘗て儀禮、周官、禮記を本となし、朝廷、公卿、大夫、士民の禮を編次し、盡く漢晉以下唐に及ぶ諸儒の説を取つて、攷計辨正、以て當代の典となさうとして未だ成書に及ばずして没したとの文をあげ、これは儀禮經傳通解を指すもので、前記乞修禮劄子の文字を飾つたに過ぎぬとし(述朱質疑七)秦蕙田の如きはこれは別に企圖する所があつたのであつて、通解を指すものではないと信じて

わたらしし。(實は宋史の説は恐らく儀禮經傳通解編修のことが、右信齋の喪禮後序に云ふ所の意と混線したものであらう) 乃ち、清朝の禮學者蕙田は三十八年の歲月をかけてその著五禮通考二百六十二卷を成すに當つて、儀禮經傳通解の意義を考へ、其不備を指摘し朱子の規模と遺意をつぎ、その未成の書を成さうと欲した。(同書自序並びに凡例) 江慎修の禮書綱目八十八卷は同じく朱子を祖述し、しかも儀禮經傳通解が晩歲に成り、前後體例一致せず、王朝禮は衆手によつて編されて、節目が闕疎になつてゐるなどの缺遺ありと考へ、此編遺を除くため作り上げられた禮制の研究である。秦、江二氏の右兩書が出る前すでに徐乾學の讀禮通考(一四〇卷)が有り、規模義例朱子の本意を具へ得た(秦蕙田、五禮通考凡例中の語)と稱され、右蕙田の五禮通考は其體例に因つたのである。たゞ乾學の此書は所謂凶禮の範圍に止まつてゐる。以上三書は何れも康熙時代の作であるが、更に乾隆期に下れば、梁氏父子による儀禮經傳通解の考訂増補本が出た。これは前記揚信齋の後序によつて、朱子の遺命に従ふと云ひ、悉く黃勉齋の規模を用ひて細かく更定をなし、前後畫一ならしめることを期しており、朱子の書の經義と注疏と未だ合はぬ所、もと缺けてゐる所など、或は正し、或は補つた部分頗る多く整備に力を用ひてゐて、尤もと思はれるものも少くない。従つて、此書は前三書と違ふ意味で、儀禮經傳通解編纂事業の繼續であつた。清末の曾國藩は禮によつて宋學の空疎と漢學の支離とを救ふ所以を考へ、右禮書綱目、五禮通考の如きを以て二學を連絡しようとした。(景紫堂全書、第一册音孝尺牘、復夏禮甫書) これは一理あることで、よく事情を窺つてゐると云はねばならない。かつて、朱子は禮書を修めるに際し、門人に對して、すでに頭緒ある此事業の重大な意義を述べ、その完成を囑望した。(語八四) 黃勉齋、楊信齋の如きは先づ此囑望に應じたものであつたが、また右清朝諸儒の勞作によつて、朱子の一遺業は從來の方法の限界に於ては、一應の完成を見るに到つた。歲月を隔てること實に五百年である。(昭和二七・八・二〇)

朱晦庵の二遺業

註(一) 文中「文」は朱子文集

「續」は朱子續集

「別」は朱子別集

「語」は朱子語類

(二) 人名については、諱、字或は號を用ひて統一しなかつた。其方が理解に便なることを慮つたために過ぎぬ。